### 富士市と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定書

富士市(以下「市」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「明治安田生命」という。)は、健康増進に関する取組を推進するに当たり、相互に連携・協力することについて、つぎのとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、市及び明治安田生命が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、 地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図 ることを目的とする。

#### (連携事項)

- 第2条 市及び明治安田生命は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
  - (1) 富士市民の健康づくりの推進に関する事業等の普及促進に関すること。
  - (2) 富士市民の健康づくりの推進に関する事業等の情報提供に関すること。
  - (3) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項。
- 2 市及び明治安田生命は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換 に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して 取り組むものとする。
- 3 市及び明治安田生命は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 市及び明治安田生命は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

#### (有効期間)

- 第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、市又は明治安田生命のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。
- 2 市又は明治安田生命のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の 1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約すること ができる。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、市及び明治安田生命が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

## (守秘義務)

- 第5条 市及び明治安田生命は、本協定の締結及び実施において知り得たほかの当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。
- 2 市及び明治安田生命は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

# (協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、市及び明治安田生命が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び明治安田生命が押印の上、 各自1通を保有する。

令和2年8月18日

静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市 富士市長

小長井 義正

静岡県沼津市上土町14 明治安田生命保険相互会社沼津支社 支社長

今田 孝司